

質 疑 回 答 書

※ 以下の質疑に対して回答した内容はプロポーザル実施要領と一体のものとして同等の効力を持ちます。

知 立 市 企 画 部 財 務 課

令和7年6月2日

質問No.	項 目	質 問	回 答
1	プロポーザル実施要領について	7（1）クについてお伺いいたします。 技術者の配置について、（a）管理技術者（b）照査技術者を別個に書き分けて記載されておりますが、記載資格を有する者が（a）（b）を兼任することは可能でしょうか。可能でない場合は、どちらかを外部企業へ委託し、（a）（b）にそれぞれ技術者を配置する形でもよろしいでしょうか。	管理技術者と照査技術者を兼任することはできません。 ただし、外部企業への委託について、照査技術者においては委託可能とします。その場合は、書面により外部企業との契約関係を明確にした上で市の承諾を得ることとし、外部企業に対して適切な指導、管理の下に業務を実施してください。